

令和7年度

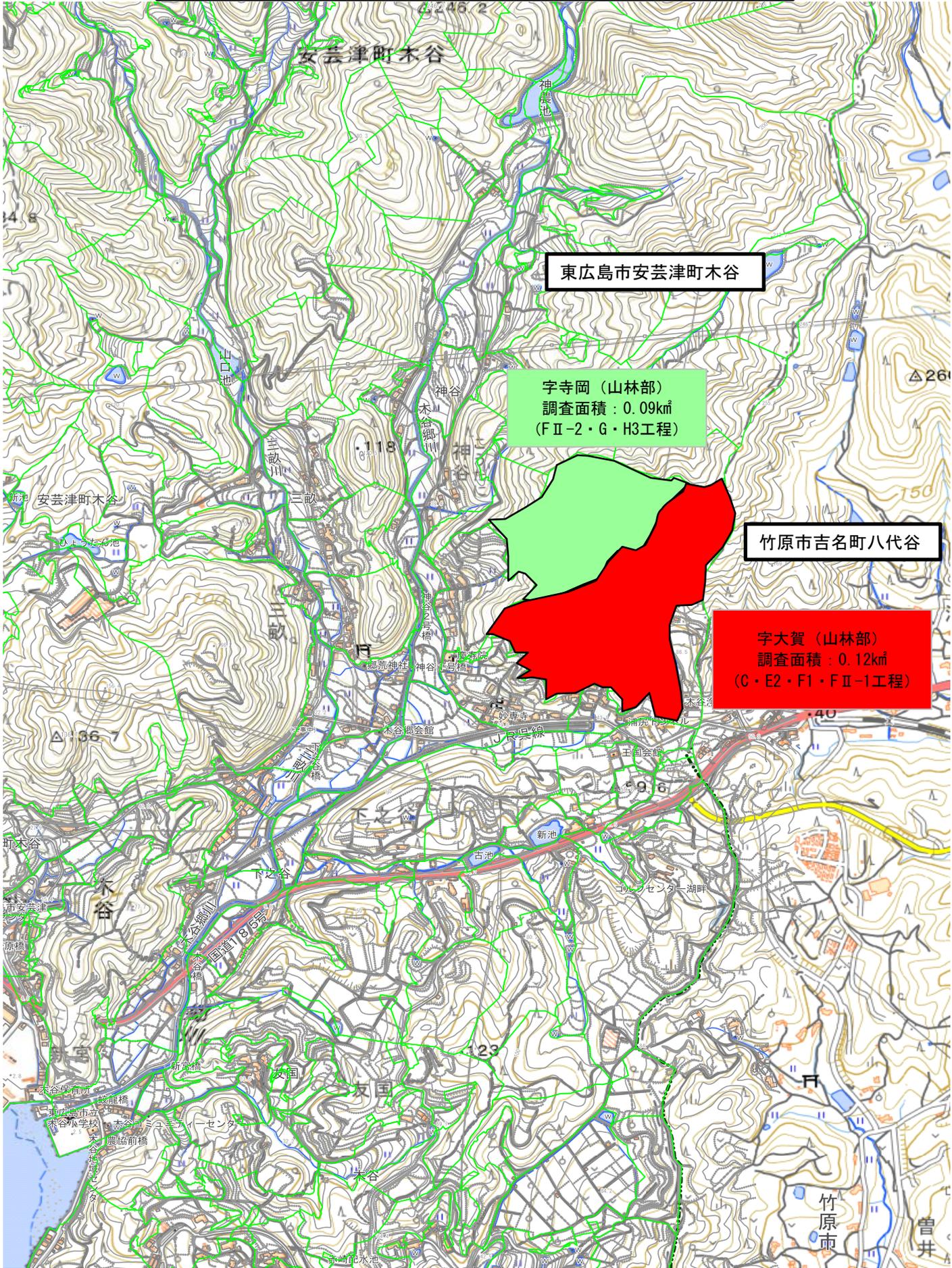
地籍調査事業

安芸津地区地籍測量業務

仕様書

施 工 場 所 東広島市 安芸津町木谷

令和7年度安芸津地区地籍測量業務位置図(拡大図)



東広島市安芸津町木谷

字寺岡 (山林部)
調査面積 : 0.09km²
(FⅡ-2・G・H3工程)

竹原市吉名町八代谷

字大賀 (山林部)
調査面積 : 0.12km²
(G・E2・F1・FⅡ-1工程)

(別記様式1)

特記事項 (管理技術者及び照査技術者の選任)

この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めることが必要である。

業 務 名	安芸津地区地籍測量業務	
委託業務場所	東広島市安芸津町木谷	
○印がある部分の技術者が必要である。 なお当該技術者は、別に定めのない限り、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係(所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前(随意契約にあつては見積書提出日前)までに連続して3か月以上存在すること)にある者とする。		
業 務 の 種 類	管 理 技 術 者	照 査 技 術 者
設 計 業 務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
	() (資格は問わない)	() (資格は問わない)
測 量 業 務	(○) (測量士)	() (資格要件は別表参照)
地質及び土質調査業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
用地調査等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
建築設計等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
管理(照査)技術者の履行期間途中での交代は、管理(照査)技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。その場合であっても、交代前後における管理(照査)技術者の技術力が同等以上に確保されなければならない。		

(注) 必要とする技術者の欄に、○を付して使用のこと。

(別表)

業務の種類	管理技術者及び照査技術者の資格要件			
設計業務	(1) 技術士又はシビルコンサルタントマネージャー(RCCM)の資格保有者			
	設計業務の種類	技 術 士	R C C M	添付書類
	河川・砂防	技術士法（昭和58年法律第25号）第4条に定める技術部門のうち「建設部門」に該当する資格	左記「設計業務の種類」ごとのRCCMの資格	技術士登録等証明書又はRCCMの資格証の写し
	及び海岸・海洋			
	港湾及び空港			
	電力土木			
	道 路			
	鉄 道			
	造 園			
	都市計画及び			
	地方計画			
	土質及び基礎			
	鋼構造及び			
	コンクリート			
	トンネル			
	施工計画・施工			
	設備及び積算			
	建設環境			
	上水道及び	上記法に定める技術部門		
	工業用水道	「上下水道部門」に該当する資格		
下 水 道				
農業土木	上記法に定める技術部門			
	「農業部門」に該当する資格			
森林土木	上記法に定める技術部門			
	「森林部門」に該当する資格			
水産土木	上記法に定める技術部門			
	「水産部門」に該当する資格			
廃棄物	上記法に定める技術部門			
	「衛生工学部門」に該当する資格			
地質	上記法に定める技術部門			
	「応用理学部門」に該当する資格			
機械	上記法に定める技術部門			
	「機械部門」に該当する資格			
電気電子	上記法に定める技術部門			
	「電気電子部門」に該当する資格			
(2) (1) と同等の能力と経験を有する技術者（同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。）				

	<p>【添付書類】実務経歴書</p> <p>① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）の土木工学又は同等の工学に関する科目（橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。）を習得し、建設コンサルタント等業務（建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。）に20年以上の実務経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に22年以上の実務経験を有する者</p> <p>③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者</p>
測量業務	<p>『測量業務共通仕様書（広島県）』に規定する「管理技術者」又は「土地家屋調査士」であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者</p> <p>【添付書類】 資格証の写し又は土地家屋調査士登録証明書の写し</p>
地質及び土質調査業務	<p>『地質・土質調査共通仕様書（広島県）』に規定する「管理技術者」とし、業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者。</p>
用地調査等業務	<p>『用地調査等共通仕様書（広島県）』に規定する「管理技術者」（資格要件は次のいずれかに該当する者）</p> <p>(1) 主たる補償業務（補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録部門、（土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償）のいずれかに係る補償業務。以下同じ。）に関し7年以上の実務経験を有する者</p> <p>【添付書類】 実務経歴書</p> <p>(2) 主たる補償業務に関する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）</p> <p>【添付書類】 登録証の写し</p> <p>(3) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者）</p> <p>【添付書類】 登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済を証する書面の写し（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの）</p> <p>(4) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者</p> <p>【添付書類】 実務経歴書</p>
建築設計等業務	<p>『公共建築設計業務委託共通仕様書（一般社団法人公共建築協会）』に規定する「管理技術者」とし、管理技術者の資格要件は、特記事項に定める。</p> <p>【添付書類】 資格証の写し</p>

特 記 仕 様 書

本業務の実施に当たっては、広島県制定「設計業務等共通仕様書（令和6年8月）」、「測量業務共通仕様書（令和6年8月）」、「地質・土質調査業務共通仕様書（令和6年8月）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

1. 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。（ただし、「設計業務等共通仕様書」第1編第1章第1119条、第1150条、第1編第2章第1209条第12項、「測量業務共通仕様書」第1章第105条、第120条、第156条、「地質・土質調査業務共通仕様書」第1章第120条及び第153条においては読み替えないものとする。）
2. 「契約規則第2条第1項」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替えるものとする。
3. 「契約約款6条」とあるのは「東広島市業務委託契約約款（以下「市契約約款」という。）第5条」、「契約約款7条」とあるのは「市契約約款第6条」、「契約約款8条」とあるのは「市契約約款第7条」、「契約約款9条」とあるのは「市契約約款第8条」、「契約約款10条」とあるのは「市契約約款第9条」、「契約約款11条」とあるのは「市契約約款第10条」、「契約約款12条」とあるのは「市契約約款第11条」、「契約約款13条」とあるのは「市契約約款第12条」、「契約約款15条」とあるのは「市契約約款第14条」、「契約約款18条」とあるのは「市契約約款第17条」、「契約約款19条」とあるのは「市契約約款第18条」、「契約約款20条」とあるのは「市契約約款第19条」、「契約約款21条」とあるのは「市契約約款第20条」、「契約約款22条」とあるのは「市契約約款第21条」、「契約約款23条」とあるのは「市契約約款第22条」、「契約約款27条」とあるのは「市契約約款第26条」、「契約約款28条」とあるのは「市契約約款第27条」、「契約約款29条」とあるのは「市契約約款第28条」、「契約約款30条」とあるのは「市契約約款第29条」、「契約約款31条」とあるのは「市契約約款第30条」、「契約約款33条」とあるのは「市契約約款第32条」、「契約約款40条」とあるのは「市契約約款第39条」と読み替えるものとする。

4. その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
—	—	—	—	前払金		契約金額が50万円以上の委託業務の場合は前払金を請求することができる。 前払金は契約金額の30%以内とする。 その他、前金払の適用は、次の要領による。 業務委託代金前金払実施要領
設計業務等共通仕様書						
1	1	1	1101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
1	1	1	1117	成果物の提出	4	適用しない。
1	1	1	1136	低入札価格調査制度		適用しない。
1	1	2	1146	業務成績評定		適用しない。
1	1	2	1147	情報共有システム		適用しない。
1	1	2	1148	総合評価落札方式		適用しない。

測量業務共通仕様書						
	1	1	101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
	1	1	118	成果物の提出	4	適用しない。
	1	1	137	低入札価格調査制度		適用しない。
	1	2	150	成果物の提出	2	適用しない。
	1	2	152	業務成績評定		適用しない。
	1	2	153	情報共有システム		適用しない。
	1	2	154	総合評価落札方式		適用しない。
地質・土質調査業務共通仕様書						
	1	1	101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
	1	1	118	成果物の提出	4	適用しない。
	1	1	137	低入札価格調査制度		適用しない。
	1	2	147	成果物の提出	1(2)から 2まで	適用しない。
	1	2	149	業務成績評定		適用しない。
	1	2	150	情報共有システム		適用しない。
	1	2	151	総合評価落札方式		適用しない。

【国土地盤情報データベースに登録する業務は次の文を記載すること】

5. 地盤情報の取扱いについて

- (1) 受注者は、地盤情報を一般財団法人国土地盤情報センターの検定を受けた上で、国土地盤情報データベースに登録しなければならない。
- (2) 受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに公開可否コードを記入した上で、検定の申込を行うこととする。
- (3) 検定に要する費用は、直接経費に国土地盤情報データベース検定費として1本当たり3,000円を見込んでいる。
- (4) 受注者は、納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書を発注者に提出し、成果が検定済みであることを報告することとする。

【情報共有システムを試行する業務は次の文を記載すること】

5. 情報共有システム

- (1) 本業務は情報共有システムの試行業務である。
- (2) 本業務で使用する情報共有システムは次のとおり。
広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>
- (3) 情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。
- (4) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。この場合においては、次のとおりとする。
 - 1) ガイドラインにある工事に関する規定等は業務委託に関する規定等に読み替える。
 - 2) 「CAD製図基準(国土交通省)」および「CAD製図基準に関する運用ガイドライン(国土交通省)」は適用しない。
 - 3) 検査は、原則として、紙媒体で行うものとする。

6. 成果物の提出

受注者は、情報共有システムにより処理した各種書類等について、電子成果品として電子媒体（CD-R等）で納品するほか、紙の成果品も納品すること。

【試掘調査を行う業務は次の文を記載すること】

5. 試掘調査

1) 試掘調査

ア 受注者は、掘削影響範囲内の公益占用物件の埋設位置の確認のため、本工事の施工に先立ち、次のとおり試掘調査を行うものとする。

なお、詳細な掘削箇所及び掘削範囲については、監督職員と協議のうえ、決定するものとし、契約変更の対象とする。

イ 試掘調査は、原則人力施工とし、発生土等の運搬車積込み作業は、機械施工とする。

ウ 埋設位置、深さ等を確認するため、監督職員を経由して、公益占用物件所有者等に立会を求めるものとする。

2) 調査計画書（試掘調査を含む。）

受注者は、事前に監督職員から提供のあった公益占用物件台帳等を基に、事前調査を実施し、公益占用物件の実態を把握するとともに、試掘調査の必要性を含め、監督職員と協議のうえ、掘削箇所及び調査方法等（安全管理等を含む。）を記載した試掘調査計画書を提出するものとする。

3) 試掘調査報告書

受注者は、試掘調査実施後に埋設位置、深さ等を報告するものとし、公益占用物件に防護対策等の安全処置が必要となるときは、監督職員及び公益占用物件所有者等と協議し、その対策及び維持管理方法についても記載するものとする。

試掘箇所(区間)	試掘箇所数	備考
No. ●～No. ●	●箇所	1.0m×2.0m×1.5m/箇所(標準)

地籍測量業務特記仕様書

第一章 総則

(目的)

第1条 本特記仕様書は、東広島市（以下「発注者」という。）が、国土調査法に基づき実施する地籍調査事業に伴う一筆地調査並びに地籍測量業務の各作業方法等を本業務請負者（以下「受注者」という。）が円滑に実施する上で必要な事項を定めるものである。

(準拠する法令等)

第2条 本業務の実施にあたっては本仕様書のほか、請負契約書及び次の関係法令等に基づき実施する。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）（以下「準則」という。）
同運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）（以下「運用基準」という。）
- (4) 基準点測量作業規程準則（昭和61年総理府令第51号）
- (5) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）
同細則（平成14年国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (6) 地籍図作成要領（令和3年国不籍第489号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (7) 地籍簿作成要領（令和3年国不籍第591号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (8) 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例（平成26年3月24日国土籍第347号国土交通省土地・建設産業局 地籍整備課長通知）
- (9) 測量法（昭和24年法律第188号）
上記関係法令について契約期間中に法改正、規程及び準則の改定等があった時は発注者と受注者は随時協議を行い改正、改定等の主旨に基づき業務を遂行する。

(実施計画)

第3条 本業務を遂行するにあたり、受注者は業務着手前に次の各号に掲げる書類を提出し、発注者の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとする時も同様である。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 着手届
- (4) 管理技術者選任通知書及び作業従事者届
- (5) 第4条に規定する管理技術者経歴証明書又は資格証の写し
- (6) その他発注者の指示する書類

2 作業実施計画書の作成については、事前に発注者と協議すること。

(管理技術者等)

第4条 受注者において選任する管理技術者は、測量法第49条により登録された測量士とし、地籍測量業務の各工程並びに認証までの工程に精通し、一筆地調査及び地籍測量業務の実務経験を有する者とする。

2 管理技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とし、在籍出向社員・派遣社員は認めない。

3 作業に従事する担当技術者は、測量士または測量士補の資格を有する者とする。

(関係官公署との調整)

第5条 受注者は、本業務を遂行するにあたり、関係官公署との調整が必要な場合は、発注者と共に対応すること。

(貸与資料)

第6条 本業務を実施する上で必要な資料等(発注者以外の第三者が管理する資料等を含む。)は、発注者が管理技術者に貸与する。

2 本業務遂行上、貸与資料等の複製が必要な場合は、発注者の承諾を得て行う。

3 貸与資料等及び第2項の複製品については、その重要性を認識し、破損・紛失・盗難等の事故のないように管理・取扱いを行う。

また、本業務の完了後あるいは使用済みの場合は、発注者の照合を受け速やかに返却すること。

(守秘義務)

第7条 受注者は、本業務の遂行上知り得た事項については、本契約期間並びに終了後も第三者に提供、漏洩してはならない。

2 受注者は、貸与資料を使用するにあたっては、資料内容に十分留意し、個人情報等の保護に万全を期すること。

3 受注者は、業務上収集した情報を発注者の許可なく複写及び加工、外部への持出し、並びに目的外使用してはならない。

4 適正な個人情報保護のために、個人情報保護条例を遵守し、その規定に基づき本業務を遂行すること。

(身分を示す証票及び土地立入)

第8条 本業務に従事する作業員は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者とし、証明書を添付の上、発注者に国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分を示す証票(以下「証票」という。)の発行を申請しなければならない。受注者は、発注者が貸与する証票を常時携帯し、関係人の請求があれば、これを呈示しなければならない。

2 受注者は、本業務を遂行するにあたり、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者または既住者にその旨を通知すること。

3 受注者は、業務終了後速やかに証票を発注者に返納すること。

(工程管理表)

第9条 受注者は、業務工程毎に作業内容、作業手法等を発注者と協議を行い、協議結果を打合せ簿に記録し、その都度発注者に提出すること。

2 受注者は、毎月の業務の進捗状況を翌月5日までに報告し、提出すること。

なお、業務実施中に発注者から資料の提出を求められた場合は、期日までに作成して提出すること。

(使用機械器具)

第10条 本業務に使用する測量機械器具は、全て受注者の自社所有機器とし、国土地理院の検定機関名簿に登録された検定機関による検定証明書または主任技術者による測量機の点検確認書を本業務の着手時までに発注者に提出し、承認を得ること。

(安全の確保)

第11条 受注者は、本業務の実施にあたり、次の各項により、地元関係者との無益な摩擦や紛争を起こさないよう細心の注意を払い、作業を実施すること。

2 交通及び保安に関係のある作業については、あらかじめ所管官公庁と十分な打ち合わせの上施行すること。

3 本業務従事者は常に言動には十分注意すること。

4 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因経過及び事故による被害の内容について速やかに発注者に報告すること。

(成果品の検定・検査・納品)

第12条 受注者は地籍測量の成果（C・FⅠ・FⅡ-1工程）について、検定に関する技術を有する機関として国土地理院に登録されている第三者機関による検定を受けること。

2 受注者は、本業務の成果の検査については、主任技術者立会いのうえ、工程毎並びに業務完了後、発注者の検査を受けること。

3 受注者は発注者から本仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合は、受注者は速やかに修正し、再検査を受けること。

(成果品の瑕疵)

第13条 受注者は、納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い必要な処理を受注者の負担において行う。

(成果品の帰属)

第14条 本業務で使用された資料及び成果品等は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与してはならない。

(業務の完了)

第15条 本業務の完了は、受注者は発注者に第九章に定める成果品に業務完了届、納品書等を添えて提出し、検査に合格した時をもって完了とする。

(損害の賠償)

第16条 受注者は、本業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従い処理し、損害賠償の責任は受注者が負うものとする。

(疑義)

第17条 受注者が、本業務実施にあたり、本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、指示を受けること。

第二章 業務の概要

(業務概要)

第18条 本業務の内容は次のとおりとする。

No. 1

(1) 実施区域	東広島市安芸津町木谷の一部
(2) 実施範囲	別紙位置図のとおり
(3) 精 度	乙 2
(4) 縮 尺	1/1,000
(5) 調査面積	0.09 km ²
(6) 計画区筆数 ※1	34 筆
(7) 作業工程	F II-2 工程 地籍図作成 G 工程 地積測定 H3 工程 閲覧時の申出に係る作業
(8) 傾斜区分	中傾
(9) 視通状況	山 II
(10) 計画区からの距離	14.3 km
(11) 筆の形状	不整形
(12) 測量の方法	地上法

※1 調査後の筆数である。

No. 2

(1) 実施区域	東広島市安芸津町木谷の一部
(2) 実施範囲	別紙位置図のとおり
(3) 精度	乙2
(4) 縮尺	1/1,000
(5) 調査面積	0.12 km ²
(6) 計画区筆数 ※2	82 筆
(7) 作業工程	C 工程 地籍図根三角測量 E2 工程 一筆地調査 F I 工程 細部図根測量 F II-1 工程 一筆地測量
(8) 傾斜区分	中傾
(9) 視通状況	山II
(10) 計画区からの距離	14.3 km
(11) 筆の形状	不整形
(12) 測量の方法	地上法

※2 調査後の予定筆数による。

(貸与品)

第19条 本業務を遂行するため、発注者は受注者に次の資料を貸与する。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (1) 一筆地調査に必要な資料 | 一式 |
| (2) 市内区画番号記載図 | 一式 |
| (3) 地籍図根三角点等の成果及び点の記 | 一式 |
| (4) 国土調査法第24条第3項の規定に基づく、あるいは準ずる証票 | 一式 |
| (5) 地籍測量に必要な資料 | 一式 |
| (6) その他関係資料 | 一式 |
- 2 貸与品については発注者からの請求もしくは、本業務の終了後は直ちに発注者に返納すること。

第三章 地籍図根三角測量 (C 工程)

(地籍図根三角測量)

第20条 本作業は、地籍調査作業規程準則、地籍調査作業規程準則運用基準に基づいて行うものとする。

第四章 一筆地調査（E2工程）

（一筆地調査）

第21条 本作業における発注者と受注者の業務分担は、以下のとおりとする。

分類	作業名	作業内容	発注者	受注者	備考
E5	現地調査の通知	立会日程案作成		○	
		立会通知書の発送		○	
		立会通知書受領確認書		○	
E6	筆界境界杭等の設置	筆界標示杭の設置依頼	○	○	
		一筆地調査標札の配布	○	○	
E8	現地調査	筆界標示杭、筆界基準杭の準備及び設置		○	発注者準備
		作業日誌の作成		○	
		所有者、地番、地目、筆界標示杭の調査		○	発注者同行
		立会写真撮影・記録		○	発注者が指示した場合のみ
E8	現地調査	農地から農地以外の変更調書		○	
		調査図等の整理		○	
		地籍調査票への記入、署名押印		○	
		問題点等報告書		○	
		境界確認不調箇所調書（完了報告書）		○	
E9	取りまとめ	一筆地調査工程管理（各工程）		○	
		一筆地調査完了報告書（集計表）		○	
		点検整理		○	
E10	実施者検査	実施者検査	○		
E11	認証者検査	認証者検査	○		
再調査	現地再調査 再調査は2回とする。	再調査計画	○		
		立会通知書の発送	○		
		現地調査	○	○	発注者同行
		調査図等の整理		○	

（現地調査の通知）

第22条 現地調査の通知事務は、受注者が行う。ただし、住所不明者の調査については、発注者が行うものとする。

- 2 受注者は、現地調査の実施を通知するため土地の所有者等に立会目的、日時等を記載した立会通知文を作成する。この場合、受注者は発注者と十分な打ち合わせの上、現地調査に着手する時期を決定し、その日時、場所、所有者等を記入し、現地調査立会日程案を作成する。

- 3 受注者は、立会通知文書を立会日の二週間前までに発注者及び所有者等に通知すること。
- 4 受注者は、前項の通知の上、不立会となった所有者等に再立会の通知文書を送付するときは書留郵便等本人が受領したかどうか後日確認できる方法で送付すること。
- 5 受注者は、前第4項を基に通知書受領の有無が確認できる書類を作成すること。
- 6 受注者は、発注者及び所有者等から立会日程の変更要望があったときは、日程調整を行う。
- 7 立会日程に変更が生じた場合はその旨を発注者に通知すること。

(作業日誌、不調箇所調書等)

第23条 受注者は、現地での一筆地調査実施中の立会者氏名、調査状況等について速やかに作業日誌を作成し、発注者に提出すること。

- 2 受注者は一筆地調査を行うにあたり問題点等があった場合は、業務場所、問題点等を記載した問題点等報告書を作成し、発注者に提出すること。
- 3 受注者は、境界確認が不調になった場合は、調査内容、処理結果等を記載した境界確認不調箇所調書を作成し、発注者に提出すること。

(現地調査)

第24条 現地調査時に必要な筆界標示杭は発注者が準備するものとする。また、筆界杭の種別については、発注者受注者協議の上決定する。

- 2 現地調査は、受注者の主導で行う。
- 3 発注者と受注者は、立会日程表を基に、官民、民民の境界について所有者等を立ち合わせ、当該者の同意を得るものとする。
- 4 受注者は、一筆地調査の結果、筆界の確認が得られなかったものについては、その経緯を記録し、発注者に提出し、その後の調査については発注者の指示に従うこと。また、必要に応じ現況写真を撮影すること。

なお、筆界未定についての最終判断は、発注者が行う。

- 5 受注者は、現地調査の立会経緯を記録するために地籍調査票の所有者欄等に署名してもらいものとする。また、地籍調査において同意(承認)を得ることとされている場合は、当該同意をした所有者等に署名してもらい地籍調査票に必要な事項を記録し、整理する。
なお、再立会を行う箇所については、再立会後に所有者等に再度、署名をしてもらい立会時の経緯を記録すること。
- 6 境界の復元測量は行わないものとするが、止むを得ない事情により必要になった場合は、受注者の負担において境界の復元測量を行う。
ただし、著しい金額の場合は発注者と協議を行う。

(調査図の作成)

第25条 受注者は、第23条の調査に基づき調査図を作成する。筆界点には番号プレートを設置し、調査図の該当する箇所にその番号を記録する。

- 2 調査図は次の事項を記録して作成する。
 - (1) 分割があったものとして調査する場合。
 - (2) 合併(一部合併を含む)があったものとして調査する場合。
 - (3) 新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した場合。

- (4) 滅失(一部滅失を含む)または不所在地があった場合。
- (5) 地番を変更する場合。
- (6) 住所・氏名の変更があったものとして調査する場合。
- (7) 地目の変更があったものとして調査する場合。
- (8) 筆界の形状に一部錯誤があった場合。

(取りまとめ)

第26条 受注者は、調査図及び地籍調査票を基に最終の照合作業を行う。

(一筆地調査完了報告書)

第27条 受注者は、一筆地調査完了報告書を作成し、地籍調査票並びに調査図の提出に合わせて発注者に提出すること。

第五章 細部図根測量 (F I 工程) 及び一筆地測量 (F II-1工程)

(細部図根測量及び一筆地測量)

第28条 細部図根測量及び一筆地測量の作業にあたっては、地籍調査作業規程準則、地籍調査作業規程準則運用基準に基づいて行うものとする。

第六章 地籍図作成 (F II-2工程)

(地籍図作成)

第29条 本作業は、次の事項を考慮の上実施するものとする。

- (1) 原図は仮作成し、図形その他の事項に誤りがないことを確かめた後、法令に基づいて必要な事項を表示した上、原図用紙に製図して作成する。
- (2) 原図を作成した後、筆界点番号図、地籍図一覧図を作成する。
- (3) 原図の一部について当該部分に属する一筆地の状況が当該原図の縮尺では、所要の精度をもって表示されることが困難である場合には、当該部分について所要の精度を表示するに足りる縮尺の地籍明細図を別に作成する。
- (4) 原図用紙はポリエステルフィルムにより#300、40cm*49.5cm(旧図郭)で作成する。

第七章 地積測定 (G 工程)

(地積測定)

第30条 本作業は、次の事項を考慮の上実施するものとする。現地座標法により実施する。

- (1) 地積測定を実施した場合には、原則として単位区域ごとに、単位区域を構成する各筆の面積の合計と当該単位区域の面積が等しくなるかどうかを点検する。
- (2) 筆界未定地の地積測定は、関係土地を一括して実施する。

- (3) 地積測定成果簿における地積は m^2 を単位とし、 $1m^2$ の1/100未満の端数を四捨五入して表示をする。

第八章 閲覧時の申出に係る作業 (H3工程)

(閲覧時の申出に係る作業)

第31条 本作業は、次の事項を配慮の上実施するものとする。

- (1) 申出に係る修正があった場合調整し整理すること。
- (2) 修正する場合は、図面表示が鮮明であること。

第九章 成果品

(成果品)

第32条 本業務による納入成果品は次のとおりとし、その様式等は「地籍測量及び地積測定における記録及び成果の記載例」によるものとする。

No.1

単位作業	記録及び成果
1. 各単位作業共通	① 工程表 ② 検査成績表 ③ その他測量工程上必要な資料
2. F II-2 地籍図作成	① 筆界点番号図 ② 地籍図一覧図 ③ 仮作図 ④ 地籍図原図 ⑤ 地籍明細図 (必要な場合)
3. G工程 地積測定	① 地積測定観測計算諸簿 ② 地積測定成果簿 ③ 筆界点座標値等の電磁的記録 ④ 精度管理表
4. H3工程 閲覧時の申出に係る作業	① 工程上必要な資料

No.2

単位作業	記録及び成果
1. 各単位作業共通	① 工程表 ② 検査成績表 ③ その他測量工程上必要な資料

<p>2. C工程 地籍図根三角測量</p>	<p>① 基準点等成果簿写 ② 地籍図根三角点選点手簿 ③ 地籍図根三角点選点図 ④ 地籍図根三角点平均図 ⑤ 地籍図根三角測量観測計算諸簿 ⑥ 地籍図根三角点網図 ⑦ 地籍図根三角点成果簿 ⑧ 地籍図根三角測量精度管理表 ⑨ 測量標の設置状況写真 ⑩ 成果検定（検定証明書及び検定記録書）</p>
<p>3. E2工程 一筆地調査</p>	<p>① 一筆地調査完了報告書 ② 調査図 ③ 調査図一覧図 ④ 地籍調査票（異動事項、署名）、地籍調査票綴 ⑤ 関係機関との打合せ及び協議事項の資料 ⑥ 作業日誌及び現地立会の記録簿 ⑦ その他、協議によるもの</p>
<p>4. F I 工程 細部図根測量 F II-1 一筆地測量</p>	<p>① 地籍図根多角点選点図 ② 地籍図根多角点平均図 ③ 地籍図根多角測量観測計算諸簿 ④ 地籍図根多角点網図 ⑤ 地籍図根多角点成果簿 ⑥ 地籍図根多角測量精度管理表 ⑦ 測量標の設置状況写真 ⑧ 細部図根点選点図 ⑨ 細部図根測量観測計算諸簿 ⑩ 細部図根点網図 ⑪ 細部図根測量精度管理表 ⑫ 細部図根点成果簿 ⑬ 一筆地測量観測計算諸簿 ⑭ 一筆地測量精度管理表 ⑮ 筆界点成果簿及び電磁的記録 ⑯ 成果検定（検定証明書及び検定記録書） ⑰ 筆界点番号図に準じた地図</p>

- 2 地籍調査成果の電子納品については、調査職員と協議の上、実施するものとし、「地籍調査成果電子納品要領」及び「地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン」により作成する。
- 3 受注者は、成果品とする記録媒体は、ウイルスチェックを行い、納品するものとする。
なお、記録媒体には、業務名称・作成年月日・発注者名・ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名／ウイルス定義年月日／チェック年月日）・フォーマット形式をラベルに表示する。

特記仕様書

当該地籍調査測量業務における一筆地調査（E 2 工程）の作業班員については、測量士、若しくは測量士補等、調査図素図及び法務局保管の測量図等の内容や現地の現状を的確に判断し、地権者に説明できる技量や経験を備えた者を配置すること。

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
測量業務費					X1000
測量業務標準歩掛					Y2A01 レベル1
	1	式			
共通					Y2A0101 レベル2
	1	式			
打合せ等					Y2A010101 レベル3
	1	式			
打合せ協議					Y2A01010101 レベル4
	1	式			
打合せ 中間打合せ 1回					SC010100010 00
	1	業務			
測量業務					Y1999 レベル1
	1	式			
地籍図根三角測量 (C工程)					Y2999 レベル2
	1	式			
地籍図根三角測量 (C工程)					Y3999 レベル3
	1	式			

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
地籍図根三角測量 (C工程)					Y4999 レベル4
	0.12	km ²			
地籍図根三角測量 (C工程) 1/1000 1km ² 新点3点 (整合点検なし)					V00100 00
	1	式			
一筆地調査 (E2工程)					Y2999 レベル2
	1	式			
一筆地調査 (E2工程)					Y3999 レベル3
	1	式			
一筆地調査 (E2工程)					Y4999 レベル4
	0.12	km ²			
一筆地調査 (E2工程) 農地、林地 縮尺1/1000~1/5000					V00200 00
	1	式			
細部図根測量 (F1工程)					Y2999 レベル2
	1	式			
細部図根測量 (F I 工程)					Y3999 レベル3
	1	式			
細部図根測量 (F I 工程)					Y4999 レベル4
	0.12	km ²			

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
細部図根測量 (F I 工程) (D工程省略) 1/1000 平坦地、農地、不整形地	1	式			V00300 00
一筆地測量 (F II-1工程)	1	式			Y2999 レベル2
一筆地測量 (F II-1工程)	1	式			Y3999 レベル3
一筆地測量 (F II-1工程)	0.12	km ²			Y4999 レベル4
一筆地測量 (F II-1工程) 1/1000 農 I、不整形地	1	式			V00400 00
地籍図作成 (F II-2工程)	1	式			Y2999 レベル2
地籍図作成 (F II-2工程)	1	式			Y3999 レベル3
地籍図作成 (F II-2工程)	0.09	km ²			Y4999 レベル4
地籍図作成等 (F II-2工程) 1/1000 農 I、不整形地	1	式			V00500 00

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
地積測定 (G工程)					Y2999 レベル2
	1	式			
地積測定 (G工程)					Y3999 レベル3
	1	式			
地積測定 (G工程)					Y4999 レベル4
	0.09	km ²			
地積測定 (G工程) 1/1000					V00600 00
	1	式			
閲覧時の申出に係る作業 (H3工程)					Y2999 レベル2
	1	式			
閲覧時の申出に係る作業 (H3工程)					Y3999 レベル3
	1	式			
閲覧時の申出に係る作業 (H3工程)					Y4999 レベル4 E=0
	0.09	km ²			
閲覧時の申出に係る作業 (H3工程)					V00700 00
	1	式			
人件費等・材料費・機械経費・技術管理費					

測量業務費 内訳表

	費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
直接経費						Z0001
旅費交通費		1	式			YZZ0101 レベル2
旅費交通費		1	式			YZZ010101 レベル3
旅費交通費		1	式			YZZ01010101 レベル4
旅費・交通費		1	式			V000000100 00
直接測量費						
諸経費	計算情報…… 対象額……… 率………		式			
その他測量費（測量調査費）						Z0047
測量成果品検定		1	式			V000000800 00

参 考 図 書

業務名称 : 令和7年度 地籍調査事業
安芸津地区地籍測量業務

<注意事項>

- 1 本業務は、数量公開の対象業務です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。
- 3 この業務の積算にあたっては、次の図書を用いました。
地籍調査事業費積算基準書（2025年4月1日版）

総括情報表

ファイル名 変更回数 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系	地籍調査事業 安芸津地区地籍測量業務 0 51 東広島市(安芸津) 00-07.05.01(0) 2 委託		≪凡例≫ Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン
	当世代	前世代	
発注区分	41 建設コンサル		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
測量業務費					X1000
測量業務標準歩掛					Y2A01 レベル1
	1	式			
共通					Y2A0101 レベル2
	1	式			
打合せ等					Y2A010101 レベル3
	1	式			
打合せ協議					Y2A01010101 レベル4
	1	式			
打合せ 中間打合せ 1回					SC010100010 00
	1	業務			
測量業務					Y1999 レベル1
	1	式			
地籍図根三角測量 (C工程)					Y2999 レベル2
	1	式			
地籍図根三角測量 (C工程)					Y3999 レベル3
	1	式			

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
地籍図根三角測量 (C工程)					Y4999 レベル4
	0.12	km ²			
地籍図根三角測量 (C工程) 1/1000 1km ² 新点3点 (整合点検なし)					V00100 00
	1	式			
一筆地調査 (E2工程)					Y2999 レベル2
	1	式			
一筆地調査 (E2工程)					Y3999 レベル3
	1	式			
一筆地調査 (E2工程)					Y4999 レベル4
	0.12	km ²			
一筆地調査 (E2工程) 農地、林地 縮尺1/1000~1/5000					V00200 00
	1	式			
細部図根測量 (F1工程)					Y2999 レベル2
	1	式			
細部図根測量 (F I 工程)					Y3999 レベル3
	1	式			
細部図根測量 (F I 工程)					Y4999 レベル4
	0.12	km ²			

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
細部図根測量 (F I 工程) (D工程省略) 1/1000 平坦地、農地、不整形地	1	式			V00300 00
一筆地測量 (F II-1工程)	1	式			Y2999 レベル2
一筆地測量 (F II-1工程)	1	式			Y3999 レベル3
一筆地測量 (F II-1工程)	0.12	km ²			Y4999 レベル4
一筆地測量 (F II-1工程) 1/1000 農 I、不整形地	1	式			V00400 00
地籍図作成 (F II-2工程)	1	式			Y2999 レベル2
地籍図作成 (F II-2工程)	1	式			Y3999 レベル3
地籍図作成 (F II-2工程)	0.09	km ²			Y4999 レベル4
地籍図作成等 (F II-2工程) 1/1000 農 I、不整形地	1	式			V00500 00

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
地積測定 (G工程)					Y2999 レベル2
	1	式			
地積測定 (G工程)					Y3999 レベル3
	1	式			
地積測定 (G工程)					Y4999 レベル4
	0.09	km ²			
地積測定 (G工程) 1/1000					V00600 00
	1	式			
閲覧時の申出に係る作業 (H3工程)					Y2999 レベル2
	1	式			
閲覧時の申出に係る作業 (H3工程)					Y3999 レベル3
	1	式			
閲覧時の申出に係る作業 (H3工程)					Y4999 レベル4 E=0
	0.09	km ²			
閲覧時の申出に係る作業 (H3工程)					V00700 00
	1	式			
人件費等・材料費・機械経費・技術管理費					

測量業務費 内訳表

	費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
直接経費						Z0001
旅費交通費		1	式			YZZ0101 レベル2
旅費交通費		1	式			YZZ010101 レベル3
旅費交通費		1	式			YZZ01010101 レベル4
旅費・交通費		1	式			V000000100 00
直接測量費						
諸経費	計算情報…… 対象額…… 率……		式			
その他測量費（測量調査費）						Z0047
測量成果品検定		1	式			V000000800 00

施工単価表

地籍図根三角測量 (C工程) 1/1000
1km² 新点3点 (整合点検なし)

V00100

単第0 -0002 表

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
計画 (C工程)	1	式			V00000110 単第0-0003 表
踏査・選点 (C工程)	1	式			V00000120 単第0-0004 表
設置	1	式			V00000130 単第0-0005 表
観測	1	式			V00000140 単第0-0006 表
計算整理	1	式			V00000150 単第0-0007 表
需用費 (材料費) (C工程)	1	式			V00000240 単第0-0008 表
機械経費 (C工程)	1	式			V00000180 単第0-0009 表
雑器具費	0.5	%			#01
精度管理費	9	%			#02
消耗品費等	5	%			#03
*** 単位当たり ***	1	式			

施工単価表

細部図根測量 (F I 工程) (D工程省略)

V00300

単第0 -0015 表

1/1000 平坦地、農地、不整形地

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
計画 (F1工程)	1	式			V000000300 単第0-0016 表
選点 (F1工程)	1	式			V000000310 単第0-0017 表
設置 (F1工程)	1	式			V000000320 単第0-0018 表
観測 (F1工程)	1	式			V000000330 単第0-0019 表
計算 (F1工程)	1	式			V000000340 単第0-0020 表
点検 (F1工程)	1	式			V000000350 単第0-0021 表
需用費 (材料費) (F I 工程)	1	式			V000000360 単第0-0022 表
機械経費 (F I 工程)	1	式			V000000370 単第0-0023 表
雑器具費	0.5	%			#01
精度管理費	7	%			#02
消耗品費等	5	%			#03
*** 単位当たり ***	1	式			

施工単価表

一筆地測量 (FⅡ-1工程)
1/1000 農Ⅰ、不整形地

V00400

単第0 -0024 表

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
計画 (FⅡ-1工程)	1	式			V000000410 単第0-0025 表
観測 (FⅡ-1工程)	1	式			V000000420 単第0-0026 表
計算・整理	1	式			V000000430 単第0-0027 表
機械経費 (FⅡ-1工程)	1	式			V000000440 単第0-0028 表
雑器具費	0.5	%			#01
精度管理費	7	%			#02
消耗品費等	5	%			#03
*** 単位当たり ***	1	式			

施工単価表

地積測定 (G工程)

V00600

単第0 -0034 表

1/1000

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
準備 (G工程)	1	式			V000000610 単第0-0035 表
計算 (G工程)	1	式			V000000620 単第0-0036 表
整理 (G工程)	1	式			V000000630 単第0-0037 表
需用費 (材料費) (G工程)	1	式			V000000640 単第0-0038 表
機械経費 (G工程)	1	式			V000000650 単第0-0039 表
雑器具費	0.5	%			#01
精度管理費	7	%			#02
*** 単位当たり ***	1	式			

